

平成 29 年（㉔）第 2 号 玄海原発再稼働禁止仮処分申立事件

債権者 長谷川 照 ほか

債務者 九州電力株式会社

補充書面 30
手順書の開示について

2017（平成 29）年 8 月 25 日

佐賀地方裁判所 民事部御中

債権者ら訴訟代理人

弁 護 士 板 井 優

弁 護 士 河 西 龍 太 郎

弁 護 士 東 島 浩 幸

弁 護 士 椛 島 敏 雅

弁 護 士 田 上 普 一

外

1 はじめに

債務者は、準備書面 8（求釈明に対する釈明）において、手順書全ての開示については、極めて大部であるため全てを開示することは不可能であるが、手順書のうち債権者らの主張と具体的に関連する部分については、その必要性と具体的な主張がなされた場合には、債務者において当該部分の手順書の可否を検討すると述べている（同 3 頁）。

補充書面 29・9 頁以下でも述べたが、本来、債権者らが、債務者の要求に従って手順書の開示の必要性に関する具体的主張を行わなければならない根拠はない。債務者が、手順書を開示しないことは、本件原発の安全性に関して債務者が疎明を尽くさないことに他ならず、本件原発の危険性は事実上推認される。

上記の点は措くとして、債権者らとしては、真実の解明のために、本書面において、債務者の上記の回答を受けて、再び手順書の開示を求める。

2 手順書の重要性

原子炉等規制法では、原発の運転管理に関する事項や保安教育など原発の保安のために必要な事項は、規制当局¹の認可を受けた保安規定によって定められている（同法 43 条の 3 の 24）。そして、より詳細な作業手順が、「手順書」として保安規定の下位規定として整備されている。

手順書は、いわば、事故対応の戦略と戦術が埋め込まれているガイドと言えるが、福島第一原発事故では、本来事故時に有効に機能するはずの手順書に従った事故対応が行われなかった。

様々な側面から問題点を指摘することができるが、まず、手順書は、電源があることを大前提にして作成されており福島第一原発事故のように全電源を喪失した事態には機能しないものでしかなかった（甲 A 1 号証・103 頁、182 頁）。また、事故以前に、東京電力では、手順書を用いた訓練が行われていたものの、それはまさに机上の訓練でしかなく、実技訓練が行われていなかったという問題点も指摘することができる（甲 A 1 号証・103 頁、182 頁）。さらに、

¹ 現在では、原子力規制委員会（原子炉等規制法 43 条の 3 の 24 参照）

日本原子力研究所人的因子研究室長を務めた田辺文也氏によれば、事故時に、手順書に従った対応を行っていれば、事態の悪化を防ぐことができたにもかかわらず、現場で手順書を無視した場当りの対応を行ってしまったため、結果的に事態の悪化を招いていること、こうした手順書を逸脱した現場対応の問題点が事故の深刻化に大きな役割を果たしたことに言及する事故調査報告書は少ないことなどが指摘されている（甲 A 1 号証・104 頁、182 頁及び甲 A T 35 号証～同 39 号証）。

翻って、本件原発の再稼働に関して、福島第一原発事故時に有効に機能しなかった手順書の問題点が改善されているのであろうか。

債務者や原子力規制委員会は、過酷事故発生時に用いる手順書の整備・保安教育（訓練）を含めた保安規定が、法の要求に適合しており、過酷事故に十分対応できるとしている（乙 2 の 1・240～）。

しかし、前述したとおり、福島第一原発事故におけるソフト面からの事故対応の問題点は十分に検証されているとは言い難い。

そこで、債権者らとしては、福島第一原発事故後に債務者によって作成された手順書が、十分に事故の教訓を反映しているのか、実際に手順書の開示を受けてその内容を吟味する必要があると考えている。

3 電源の確保に関する手順について

債務者は、原子力規制委員会に対する本件原発の設置変更許可申請において、原子炉等規制法 57 条及び「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準（以下、「重大事故等防止技術的能力基準」という）」1.14 項関係に基づき電源設備及び電源の確保に関する手順を作成し、原子力規制委員会より適合する旨の判断を得ている（乙 2 号証の 1・359～366 頁）。

福島第一原発事故では、全電源喪失が発生したため、①適時かつ実効的な原子炉冷却が著しく困難となり②中央制御室での計装や関し、制御といった中央制御機能、発電所内の照明、通信手段を一挙に失い事態の悪化を招いてしまった（甲 A 1 号証・23）。

債権者らは、こうした福島第一原発事故の教訓を踏まえ、外部電源を含めた電源の信頼性強化が必要であると主張しているところである（債権者ら補充書面 2・10～16 頁）。

これに対して、債務者は、事故発生時には外部電源による電力供給に依存すべきではないという方針のもと、非常用ディーゼル発電機の信頼性を強化し（債務者準備書面 7・21～）、さらに非常用ディーゼル発電機が機能喪失した場合に備え、①常設代替電源（交流）としての大容量空冷式発電機設備、②他号炉の非常用ディーゼル発電機からの電力融通を受けるための設備、③可搬型代替電源（交流）設備、④常設代替電源（直流）設備、⑤可搬型代替電源（直流）設備、⑥代替所内電気設備による代替電源からの給電設備の各設備を整備するとともに、各設備を運用するための手順を整備している（乙 2 号証の 1・360 頁）。

設置許可申請書には、上記の手順の概要が記載されており、作業に従事する人員数と作業時間が示されている（乙 2 号証の 1・363～365 頁）。例えば、設置許可申請書では、発電機車を用いた作業、ケーブル敷設作業、発電機に対する給油作業などの人力による悪条件下（高線量下、温度）での屋外作業が予定されている（乙 2 号証の 1・363～365 頁）。そして、原子力規制委員会は、債務者が提出した手順書を検討したうえで、原子炉等規制法 57 条の要求事項を満たしていると結論付けている。

しかし、このような手順を実施しなければならない状況が、福島第一原発事故時のように設計基準を超えて重大事故へと発展している状況であることを十分に考慮する必要があるが、こうした点への考慮が債務者の手順書で行われているのか、設置許可申請書に記載されている手順の概要では明らかではない。具体的には、実際に手順書で予定されている予備品を確保しているか、その予備品は斜面崩壊や通波による浸水などの外部事象の影響を受けにくい場所に位置的分散を考慮して保管されているか、設備の復旧作業を実施するためにあらかじめ手順書で指定された地点にアクセスして作業を開始することができるのか、実際に手順書に従った作業が予定時間内に完了するのか、次から次へと状況の変化・進展に伴って要求される作業・操作と、それに対応した手順書相互の間の移行基準が明確であるかといった、作業の実効性については、債務者らが作成した手順書を検討する必要があると考えている。

4. 結語

よって、債権者らは債務者に対し、非常用電源確保対策の実効性を確認するため、手順書の開示を求める。

以上